

令和5年1月19日

厚生労働省社会・援護局長 川又 竹男 様

一般社団法人全国介護付きホーム協会  
代表理事 老松 孝典



### 介護に係る「特定技能2号」の創設等について

- ・「特定技能2号」の創設（実務者研修の修了等を前提）
- ・「特定技能1号」の期間を延長し、介護福祉士試験合格後に、在留資格「介護」へ移行（実務者研修の修了等を前提）
- ・「特定技能1号」の期間終了後、一旦、在留資格「特定活動」に移行し、介護福祉士試験合格後に、在留資格「介護」へ移行（実務者研修の修了等を前提）
- ・介護福祉士の試験回数の増（年2回）

以上

介護付きホーム等における外国人介護人材の確保につきまして、各種の施策の実施に積極的に取り組んでいただいていることに、心から感謝を申し上げます。

外国人材については、昨年末から、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」で議論が開始されましたが、「特定技能」につきまして、下記のとおり要望を申し上げますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

記

現在の仕組みでは、「介護」に係る「特定技能1号」は、通算で5年の在留期間が認められ、また、この間に介護福祉士試験に合格すると、在留資格「介護」に移行し、在留期間更新の回数制限がない等の取扱いが行われることとなっています。

このように、在留期間更新の回数制限がない等の取扱いとなる在留資格「介護」に移行できるということが、外国人材からは他の業種と比べて魅力に映り、介護付きホームにおける優秀な外国人材の確保につながっていた面があります。

しかしながら、今回、有識者会議の議論の結果、「特定技能2号」の対象が特定技能「介護」を除くすべての業種に拡大することとなった場合、全業種において一定の試験に合格することで、介護と同様に在留期間更新の回数制限がない等の取扱いとなる「特定技能2号」への道が開け、介護付きホームにおける優秀な外国人介護人材の確保が困難となることを大変危惧しております。

また、介護福祉士資格取得において、外国人介護人材に対して受験時の一定の配慮はあるものの、依然、外国人介護人材にとっては難易度が非常に高く、受験機会も特定技能1号の期間内に実質的に2回と限られており、また受験にあたっては実務者研修の修了が必須であるなどの条件があり、これらのが特定技能「介護」の敬遠につながることも危惧しております。

このため、介護分野においても、以下のような何らかの措置を講ずることにより、優秀な外国人介護人材の確保を図ることができるよう、対応をお願いいたします。